

ツキノワグマ出没時の対応マニュアル

鳥獣対策室

ツキノワグマの出没など緊急時の対応について、危機管理の段階に応じた緊急対応や関係者間の情報の共有を図るため、出没状況に応じた対応基準を次のとおり定める。

1 出没時対応基準

(1) 通報を受けた場合の対応

- 人身被害等の発生の有無、被害拡大の可能性を判断するための内容を聞き取り、対応基準に基づき対応を行うとともに、市町村、地域振興局、警察署、猟友会等関係機関やクマ対策員等へ連絡し、情報の共有化を図るとともに迅速な対策を実施する。
- なお、いつ、何処で、何が（クマか、子連れかなど）、事故・被害の有無・状況、周辺の状況、クマはどうしたか（森林内へ逃走、集落内に侵入等）など必ず確認する。

(2) 対応基準

区分	クマの出没状況	対応
レベル 1	・森林内での目撃で人間生活に直接影響のない場合	・地域住民への情報提供、笛、鈴、ラジオなど音の出るものを携行するよう注意喚起 ・必要に応じ林道などの入口にクマ注意の看板設置
レベル 2	・集落周辺への出没	・地域住民に注意を喚起するとともに、関係者間やクマ対策員等との情報共有化 ・通学路等が近くにある場合には、学校等の関係者と連携を図り、児童生徒の安全確保に努める。 ・必要に応じパトロールを実施する。 ・クマ対策員等と連携し、誘引物の有無を確認し、適正な処理を呼びかける。 ・電気柵や防護柵の設置を指導する。
レベル 3	・農作物への執着が見られる ・同じ場所に何度も出没し、電気柵等を設置しても被害が治まらない。	・クマ対策員等と連携し、移動放獣を念頭に個体数調整許可により捕獲する。(ドラム缶檻を使用) ・捕獲した個体が、耳タグなどにより被害の再犯個体であると確認された場合で、再度の移動放獣が困難な場合は殺処分を検討する。 ・捕獲した個体が、若齢又は初犯であり移動放獣効果が期待できる場合及び移動放獣で農作物への執着が回避できる時期（堅果類の実る時期）などは、学習（移動）放獣に努める。

区 分	クマの出没状況	対 応
レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> ・人身事故の発生 ・人身事故発生の恐れが強い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興局、市町村、警察署、猟友会等関係機関やクマ対策員等の専門家が連携し、緊急体制により迅速に捕獲体制をとる。 ・個体数調整許可の迅速な対応を図る。 ・人身事故現場が森林内であったり、加害個体が森林内へ逃走し、被害の拡大のおそれが少ない場合は山狩りによる捕殺は行なわない。 ・地域住民への注意の喚起 ・通学路等が近くにある場合には、学校等の関係者と連携を図り、児童生徒の安全確保に努める。 ・必要に応じパトロールを実施する。 ・誘引物の有無を確認し、適正な処理を呼びかける。
	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しツキノワグマによる危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合（当該危害を受けた者が、山菜等の採取その他の行楽、測量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。） ・人家又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合 ・学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合 	<p>○捕獲許可権限、市町村長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の許可により緊急に捕獲した場合は、捕獲の必要性、出没の経過、出没要因、当日の対応、今後の対策等について、特定鳥獣保護管理計画に基づき、取りまとめの上、そのつど県（地域振興局）を通じて検討委員会に報告すること。

2 熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応について

(1) 鳥獣保護管理法を根拠とする場合

ツキノワグマ等が出没した際の対応について、基本的には鳥獣保護管理法第38条により銃猟が制限（禁止）されている条件下以外においては、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可に基づき対応する。

なお、鳥獣保護管理法第38条で銃猟が制限（禁止）されている条件下とは、日の出前、日没後及び人家密集地等の場合をいう。

また、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）」により、緊急時の捕獲許可権限を市町村長に移譲しているが、この場合においても、鳥獣保

護管理法第 38 条の制限（禁止）は適用される。

(2) 警察官職務執行法第 4 条第 1 項を根拠とする場合

日の出前、日没後、人家密集地等にツキノワグマ等が出没し、鳥獣保護法に基づく猟銃による捕獲等が出来ない場合、現場の警察官が、人の生命・身体等に対する危険が切迫しその時点で捕殺しなければならないと判断した場合には、警察官職務執行法第 4 条第 1 項を根拠として、現場の警察官の判断により、現場のハンターに猟銃での捕殺を命ずることにより対応する。

(3) 刑法第 37 条第 1 項の緊急避難を根拠とする場合

警察官が現場に臨場していない場合であって、ツキノワグマが今まさに人に危害を加え又は加えようとしている等、人の生命・身体に対する極めて高度な危険が迫っている場合は、警察官の命令によらず、先着ハンターの判断で猟銃による捕殺を妨げない。

3 個体数調整許可基準

(1) 個体数調整は、原則として「現に被害が発生しているか又は人身被害の発生のおそれがあり、被害防除又は再発防止策を講じてもなお被害が防除できない場合」に申請に基づき許可する。

(2) ツキノワグマは、生息数と被害発生の上に顕著な因果関係が認められないことから、例年の状況から被害発生を予察して行う個体数調整は原則として許可しない。

(3) 個体数調整の許可に当たっては、クマ対策員等の専門家と連携し、可能な限り現地において被害状況を確認するよう努める。

4 学習（移動）放獣の普及

(1) ツキノワグマの地域個体群の安定的維持を図るため捕獲した個体を全て殺処分するのではなく、若齢個体など被害を再発させない可能性のある個体については市町村、地域住民の理解を得て移動放獣するよう努める。

(2) ツキノワグマの移動放獣は、再捕獲率が低く効果も認められることから、農作物被害を軽減するために、電気柵設置など防除対策や緩衝帯設置と合わせた総合的な対策の一つとし現地の状況に合わせて、実施するものとする。

(3) 移動放獣の実施にあたっては、作業従事者及びツキノワグマ個体の安全確保に留意し実施するものとする。

(4) 捕獲した個体が再捕獲であり、農作物への執着が強く移動放獣効果が見込めない場合は殺処分もやむを得ないものとする。ただし、前歴が錯誤捕獲の場合は再捕獲にカウントしないものとする。また、クマ対策員等の専門家と十分協議すること。

(5) 移動放獣にあたっては、野生鳥獣総合管理対策事業の「ツキノワグマ放獣事業」を活用し、市町村等の負担の軽減を図る。

(6) 捕獲個体の履歴を管理するため、移動放獣する個体には必ず耳票を装着するものとし、地域振興局で番号を管理する。

5 錯誤捕獲に対する対応

錯誤捕獲については、原則として捕獲した場所で放獣するものとする。

放獣は、本来、捕獲者自らが行なうべきものであるが、ツキノワグマの放獣については危険

が伴うため、市町村及び県が協力し放獣を行なうものとする。

(1) 放獣の実施方法

- 原則として捕獲した場所で放獣するものとし、お仕置き放獣はしない。
- 捕獲場所が、農地周辺でありその場での放獣により当該個体が農作物に餌付く恐れがある場合は、捕獲個体を移動して放獣する。
- 錯誤捕獲された個体が再捕獲の個体であっても基本的には放獣するものとする。ただし、次の場合は除く。
 - ・ くくりわなが確実にかかっている、指等に食い込み切断されかかっているなどの場合。
- 放獣にあたっては、次の事項に留意の上、十分に放獣作業従事者の安全確保を図る。
 - ・ イノシシ檻による捕獲の場合、檻には1 m以内には絶対近付かない。
 - ・ くくりわなの場合は、ワイヤーの太さ、振れていないか、ヨリモドシはついているか、ワナがどのようにかかっているかなどを確認する。
 - ・ 逃走の可能性はないか確認する。
 - ・ 周囲の障害物、足場等を確認し、麻醉銃を発射する場所を決定する。
 - ・ 万一の場合にそなえての銃による捕殺等が実施可能な状況にする。

(2) 錯誤捕獲防止指導

- 錯誤捕獲が発生した場合は、捕獲者からの聞き取りや現状調査により、原因の検証をおこない、再発の防止のための指導をおこなう。
 - ・ 檻やくくり罠の設置場所は適正か
 - ・ 捕獲の誘引物にクマの誘引物が使われていないか
 - ・ イノシシの捕獲檻であれば、天井にクマの脱出できる穴が開けられているか

6 出没情報の共有と危機管理

- (1) 地域住民等から寄せられた情報は、ツキノワグマ等による人身被害発生時の連絡体制を整備し、当該市町村の関係機関やクマ対策員等の専門家で情報を共有し迅速な対応を図る。
- (2) 市町村は、地域住民等に注意を促す必要のある情報について、地域振興局、クマ対策員等へ連絡を入れること。
- (3) 地域振興局は、広域的な対応が必要な案件や人身被害が発生した場合には、鳥獣対策室と情報を共有すること。
- (4) 鳥獣対策室は、現地機関から寄せられた情報を整理し、人身被害拡大のおそれがある場合は、県庁内関係部局と情報を共有し、危機管理に努める。